

いわき市生涯学習ポータルサイト
構築・運用業務委託

仕 様 書

令和4年4月

いわき市教育委員会事務局生涯学習課

いわき市生涯学習ポータルサイト構築・運用業務委託
仕 様 書

1 対象業務

いわき市生涯学習ポータルサイト構築・運用業務委託

2 業務目的

市民の学習機会の拡大と交流促進を図り、生涯学習の振興・発展に寄与することを目的として、市立公民館等の社会教育施設をはじめ、各種サークル・団体や、学校、企業、地域等における生涯学習に関連する各種講座、イベント、活動状況などの情報を、官民間問わず一元的に集約・発信し、社会教育に係る市民等の情報発信及び活動拠点の場となる「生涯学習ポータルサイト」を構築・運用する。

3 業務概要

(1) 基本方針

- ① 本市における生涯学習に係る様々な情報を、効果的に発信できるポータルサイトであること。
- ② 利用者が、必要とする情報及び関連する情報に、簡単にアクセスできるポータルサイトであること。
- ③ 職員が専門的な知識なく、情報を追加、修正、削除できるとともに、均一な完成度となるポータルサイトであること。
- ④ 将来的な拡張性の確保がなされ、柔軟性の高いポータルサイトであること。

(2) 業務内容

主な業務内容は次のとおりとする。

- ① ポータルサイト構成の設計
- ② 統一的なページデザイン・ロゴデザイン等の制作
- ③ ポータルサイトの構築・動作テスト
- ④ 初期掲載情報のセットアップ
- ⑤ 操作・運用マニュアルの作成、操作研修の実施
- ⑥ サーバ管理・アクセス管理
- ⑦ 保守・運用支援

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

<想定期間>

- ・ ポータルサイトの構築 契約締結日から令和5年1月31日まで
- ・ ポータルサイトの公開 令和5年2月上旬
- ・ ポータルサイトの保守・運用支援 公開日から令和5年3月31日まで

※ 公開時期は、進捗状況等に応じ、市教育委員会と受託者が協議の上決定する。

4 構築要件

(1) サーバ環境

- ① レンタルサーバを活用した単独サイトとし、独自ドメインを取得すること。
- ② サーバの設置場所は国内とし、セキュリティ対策の実施状況が確認できること。
- ③ ポータルサイトは、24時間の運用を可能とすること。
- ④ ポータルサイト全般について、SSL/TSLによる暗号化処理を行うなどのセキュリティ対策を講じること。また、コンピュータウイルス、不正アクセス、サイト改ざんなどの外的脅威に対する防護について、万全の対策を講じること。

(2) ポータルサイト

- ① 本仕様書「5 掲載コンテンツ」により構成されるサイトを構築すること。なお、コンテンツの内容の詳細事項は、市教育委員会と受託者が協議の上決定する。
- ② CMSを導入し、職員による情報の追加、変更、削除を可能とすること。
- ③ ウェブアクセシビリティの規格である JIS X8341:2016 のAAに準拠すること。
- ④ レスポンシブデザインによりスマートフォン等による閲覧に対応すること。
- ⑤ 閲覧端末のOSは、下記OSに対応すること。
【対応OS】 Windows / MacOS / iOS / Android
- ⑥ 閲覧端末のブラウザは、下記ブラウザにおいて表示レイアウトを維持すること（プリンタによるページ印刷時も極力レイアウトを維持すること）。また、それぞれ構築時点の最新バージョンについて動作を保証すること。
【ブラウザ】 InternetExplorer / Edge / Firefox / Chrome / Safari
- ⑦ 利用者のページアクセスを容易とするため、統一的なデザインのグローバルナビゲーションを設けること。
- ⑧ 文字サイズの変更を可能とすること（大・中・小）。
- ⑨ サイト内検索を可能とすること。
- ⑩ ソーシャルメディアとの連携を可能とすること（Facebook等を想定）。
- ⑪ 動画サイトとの連携を可能とすること（YouTubeを想定）。

(3) 運用

- ① 管理者用のログインID及びパスワードを複数付与し、職員によるポータルサイトの管理を可能とすること。
- ② OSやブラウザ等のバージョンアップ及びポータルサイトの機能追加・改修等に、保守契約の範囲内で対応すること。
- ③ アクセスログの管理を行うこと（GoogleAnalytics等によるものを想定）。
- ④ SEO対策を講じ、検索エンジンへの最適化を図ること。
- ⑤ ポータルサイトの更新や管理・運用に係る「操作マニュアル」を作成し、年1回以上の操作研修を行うこと。また、操作方法等に係る相談対応窓口を設けること。
- ⑥ 定期的なデータのバックアップを行い、障害が発生した場合でも、速やかに復旧が可能な体制を提供すること。

5 掲載コンテンツ

ポータルサイトに掲載するコンテンツは次のとおりとする。なお、コンテンツの内容の詳細事項は、受託者からの提案を踏まえ、市教育委員会と受託者が協議の上決定する。

| コンテンツ | 概要 |
|------------|---|
| トップページ | <ul style="list-style-type: none"> ・本市の生涯学習に係る総合的な情報発信サイトにふさわしいデザイン性に富んだページとすること。 ・新着情報や各コンテンツ等への容易なアクセスを可能とすること。 |
| 概要・開設目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・サイトの概要と開設目的等を掲載する。 |
| 新着情報・トピックス | <ul style="list-style-type: none"> ・新着情報やトピックス、特集記事等を掲載する（統一的なデザインで個別ページを作成するもの）。 |
| 公民館市民講座 | <ul style="list-style-type: none"> ・公民館市民講座の一覧を掲載する（半期毎に一括掲載、約250講座×2）。 ・施設、分野、曜日、時間帯、対象者等の条件による検索を可能とする。 ・講座ごとにワンクリックで「市かんたん申請・申込システム」へ移動する。 <p><参考URL：公民館市民講座（市公式HP）> http://www.city.iwaki.lg.jp/www/genre/1445391002210/index.html <参考URL：市かんたん申請・申込システム（市公式HP）> http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1450268152403/index.html</p> |
| 市役所出前講座 | <ul style="list-style-type: none"> ・市役所出前講座の一覧を掲載する（年1回一括掲載、約140講座）。 ・分野別の検索を可能とする。 ・申込フォームを設置し、電子メールによる申し込みを可能とする。 <p><参考URL：市役所出前講座（市公式HP）> http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000004753/index.html</p> |
| 施設情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・市立公民館37館、生涯学習プラザ及びマナビ館の施設画像及び施設情報を掲載する（所在地及び連絡先、部屋、収容人数、付帯設備、利用料金等）。 ・施設ごとにワンクリックで「市公共施設予約案内システム」へ移動する。 <p><参考URL：いわき市の公民館（市公式HP）> http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000004461/index.html <参考URL：市公共施設予約案内システム> https://www2.pf489.com/iwaki/</p> |
| サークル・団体情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・市立公民館37館及び生涯学習プラザに登録しているサークル・団体の情報を掲載する（令和3年度登録団体 公民館：1,097団体 プラザ：63団体）。 ・分野、活動内容、活動場所等の条件による検索を可能とする。 |
| 市民講師 | <ul style="list-style-type: none"> ・いわきまなびあいバンクに登録されている市民講師の一覧を掲載する（令和4年3月1日現在の登録数 個人：93名、団体：44団体）。 ・指導分野、場所、ボランティアの可否等の条件による検索を可能とする。 <p><参考URL：いわきまなびあいバンク（生涯学習プラザHP）> http://gakusyuplaza.city.iwaki.fukushima.jp/manabi</p> |
| 地域学校協働活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・市が実施する地域学校協働活動に関する取組みを紹介する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校・家庭・地域パートナーシップ推進事業 ▶ 土曜学習推進事業 など |
| 活動報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・公民館やサークル・団体、学校、企業、地域における取組みを掲載する。 |
| 動画 | <ul style="list-style-type: none"> ・市公式動画チャンネル「iTube（YouTube）」に投稿している「いわきWEB公民館」の動画の一覧を掲載する。 ・サムネイルのクリックによりYouTube動画を再生する。 <p><参考URL：いわきWEB公民館（市公式HP）> http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1608862436782/index.html</p> |
| SNS | <ul style="list-style-type: none"> ・市立公民館のFacebookページへのリンクを設置する（市内6地区）。 ・ページ内への埋め込みはページデザインとの整合性により判断。 <p>※既存の6地区のFacebookページの統合も検討。</p> |
| 関係団体等へのリンク | <ul style="list-style-type: none"> ・各関係団体へのリンクバナーを設置する（トップページ下部を想定）。 |

6 業務の実施

- (1) 受託者は、業務開始にあたり、作業の詳細な実施内容や作業の進め方・方法、役割分担等を明記した「業務工程表」を、本市教育委員会に提出すること。また、受託者は業務の進捗状況等を適切に管理し、工程に変更が生じた場合は、適宜、本市教育委員会と協議の上、業務工程表を変更し再提出すること。
- (2) 受託者は、本業務を実施するにあたり、業務実施責任者を1名以上配置するとともに、本業務を円滑に実施できる体制を整備すること。
- (3) 受託者は、ポータルサイトの構築内容や業務の進捗状況等について、必要に応じ会議を開催し、本市教育委員会と協議を行うこと。また、協議終了後は「協議録」を作成し、本市教育委員会の承認を得ること。
- (4) 受託者は、本業務について第三者に委託してはならない。ただし、業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務について、事前に本市教育委員会の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 本業務の実施にあたって要する費用は、すべて受託者の負担とする。

7 機密の保持・セキュリティ・個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間の終了又は解除後も同様とする。
- (2) 受託者は、本業務の成果品（業務の過程で得られた記録等を含む）を本市教育委員会の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (3) 受託者は、本業務の履行のために本市教育委員会が提供した資料・データ等について、本業務以外の目的で使用してはならない。
- (4) 受託者は、本業務の履行において取扱う情報及び情報資産について、いわき市情報セキュリティポリシーに基づいて取扱うこととする。
- (5) 受託者は、個人情報等の取扱いについて、個人情報等の保護の重要性を十分に認識し、業務に関わらず個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

8 成果品

本業務における成果品は、次表のとおりとする。なお、次表の1を除く成果品は、加工が可能な形式による電子データで納品すること。

| No. | 成果品 | 数量 | 納期 |
|-----|---------------|----|------------|
| 1 | 生涯学習ポータルサイト | 1式 | 令和5年2月上旬 |
| 2 | 操作説明書（管理者用） | 1式 | 令和4年12月上旬 |
| 3 | 業務工程表 | 1式 | 契約締結後14日以内 |
| 4 | 協議録 | 1式 | 協議実施後7日以内 |
| 5 | ポータルサイト設計書 | 1式 | 業務完了時 |
| 6 | デザインに関する画像データ | 1式 | 業務完了時 |

9 知的財産権

- (1) 本業務の履行過程で生じた成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、本市教育委員会に帰属するものとする。また、その権利行使については、相手方の同意及び対価の支払いを要しないものとする。

ただし、本業務の受託前に既に受託者が著作権を有する著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。

- (2) 納品される成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、本市教育委員会が特に使用を指示した場合を除き、受託者は当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこととする。

この場合、受託者は当該契約等の内容について、事前に市教育委員会の承諾を得ることとし、また、本市教育委員会は当該著作物について、当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

なお、本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら本市教育委員会の責に帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理することとする。

10 委託料の支払い方法

本業務に係る委託料の支払いは、いわき市財務規則第161条及び第175条の規定に基づき、受託者から納品のあった成果物について検査が終了した後、受託者からの適正な請求書に基づき支払うこととする。

11 その他

本仕様書に定めのない事項または疑義を生じた事項については、本市教育委員会と受託者が協議して定めるものとする。

以 上